

(仮称) 栗東市手話言語条例 (案)
 (仮称) 栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 (案) に対する
 パブリックコメント実施結果について

【意見募集の概要】

- (1) 意見募集期間 令和元年12月25日(水)～令和2年1月20日(月)
- (2) 意見募集の周知 広報りっとう、市ホームページ等
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、障がい福祉課窓口、
 情報公開コーナー(市役所1階)
 各コミュニティセンター
- (4) 意見の提出方法 郵送、持参、ファックス、Eメール、手話

【意見募集の結果】

意見の概要と市の考えは以下のとおりです。
 (提出された意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しております。)

提出件数 19件(7名)

項目等	件数
条例全体に係る意見	8
手話言語 第4条 市の責務	3
第7条/第8条 事業者の役割/施策の推進	1
第8条/第9条 施策の推進/協議の場	1
第9条 協議の場	1
第10条 財政上の措置	1
情報・コミ 第7条/第8条 事業者の役割/施策の推進	1
第8条/第9条 施策の推進/協議の場	1
第9条 協議の場	1
第10条 財政上の措置	1
合計	19

意見 ばんごう 番号	がいとうかしょ 該当箇所	いけん ご意見	いけん たい し かんが かた ご意見に対する市の考え方
1	じょうれいぜんたい 条例全体	マタニティマーク、ヘルプマークのように、かばん等につけるマークがあれば、手話やコミュニケーションに配慮が必要な方が、ひと目でわかると思う。また、福祉に興味のない人も、町中でマークを目にすることにより、自分のまわりに手話や助けを、必要としている方がおられることを認識するきっかけになるかもしれない。条例の周知を行う上でも、マークがあれば良いと思う。 ただし、当事者でもマークを身につけることに、抵抗がある人もいるかもしれない。	視覚的に見て分かりやすいマークは、周囲の人が、配慮を必要とする人が困っている際に、声かけをしやすくなる、きっかけとなると考えます。 マークを身につけることに抵抗がある人への配慮もしながら、現在、障がい福祉課窓口で配布している、ヘルプマークの普及、啓発をさらに促進し、必要とされている人の手に届くようにしていきたいと考えております。 いただいたご意見につきましても、施策の実施に際し、参考とさせていただきます。
2	じょうれいぜんたい 条例全体	条例施行後、手話を広く知ってもらうためにも、小・中学校の勉強で、年に2回程度、授業をしてほしい。 学校で習う事によって、家庭内で家族に伝えてもらえるので、手話への意識が広まると思う。	情報・コミュニケーション条例の第8条で、「市は、学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供並びに理解及び利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」としております。 ご意見として拝聴いたしました。
3	じょうれいぜんたい 条例全体	手話は言語である事、障がいを持っている方のコミュニケーションが制限されている事など、もっと市民が知っていくことが大切だと思う。	手話は言語であるとの認識、障がい者のコミュニケーションの現状の理解を市民に広めるため、施策を総合的かつ計画的に策定し、推進していきたいと考えております。

意見 ばんごう 番号	がいとうかしょ 該当箇所	いけん ご意見	いけん たい し かんが かつ ご意見に対する市の考え方
4	じょうれいぜんたい 条例全体	こどもたちに、手話や多様なコミュニケーションに関する教育をしてほしい。今は、手話サークルが学校からの依頼を受けて、手話教室に出向いている。市が主になって、学校での「知っていく時間」を作ってほしい。そのために必要な予算も、お願いしたい。	がっこうとう きょういくげんば 学校等の教育現場において、子どもたちが手話、点字等の多様なコミュニケーション手段に接することで、それらを教育段階で理解し、利用の促進を図ることができ、多様なコミュニケーション手段に対する理解のすそ野が広がるものと考えます。このことから、市内の小・中学校の教育活動の中に、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れるよう、努めてまいります。
5	じょうれいぜんたい 条例全体	げんざい しゅわこうざ やかん 現在、手話講座は夜間だけであるが、昼間の講座を開いたり、市民が気軽に参加できるような単発講座などで、手話を広めて欲しいし、手話にであう機会を作りたいと思う。	し さく すいしん さんこう 施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。ご意見として拝聴いたしました。
6	じょうれいぜんたい 条例全体	し しゅ ぐたいてき こと はな あ 市が主になり、具体的な事が話し合われる会を立ち上げて欲しい。条例が制定されて、具体的に変わった!!と分かるようになって欲しい。	きょうぎ ば もう いけん き うえ 協議の場を設け、ご意見を聞いた上での施策の推進を図ることで、計画的に、手話の言語としての認識に関する施策や、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策に取り組んでいきたいと考えております。
7	じょうれいぜんたい 条例全体	しゅわ まな たちば 手話を学んでいる立場から、このような条例が制定されることに賛成。聞こえない人の状況が理解されて、聞こえない人も、健聴者も共に過ごしやすい町になることを望む。	すべ しみん きょうせい しゃかい じつ 全ての市民が共生していく社会の実現に当たっては、市民の皆さまに基本理念に対して理解を深めていただき、市が推進する施策に協力していただくことが欠かせないと考えております。ご意見として拝聴いたしました。

意見 番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する市の考え方
8	条例全体	手話言語条例とコミュニケーション 条例を、それぞれ作ることに感謝 している。	2つの条例の目的を実現する為に、 趣旨を市民の皆さまに理解してい だき、施策を実施していくことが重 要であると考えておりますので、 条例の周知や啓発に努めてまいり ます。
9	手話言語 第4条	手話講座が昼間開講であれば、受講で きる人も多いのではないかと（子育て 中の母親など）	施策の推進にあたり、参考とさせて いただきます。ご意見として拝聴い たしました。
10	手話言語 第4条	小学校での人権学習や学童保育で、 手話を学ぶ子ども達が居るので、親子 で理解を深め、手話を継続して学んで 欲しいと願う。	学校等教育の場において、子どもた ちが手話を学ぶ機会を提供するこ とは、手話に対する理解や普及を促 進するための、重要な施策であると 認識しております。 ご意見として拝聴いたしました。
11	手話言語 第4条	教育委員会や幼児課と共議をして、 手話の学びを積み重ねていけるよう、 取り組んでほしい。	施策の推進にあたって、関係部署と 連携を図っていきたくと考えており ます。
12	手話言語 第7条 第8条	病院の待ち合いでの呼び出し方法の 工夫についての提案 (例) フードコートのように、お知らせ ブザーを渡す。 電光掲示板を設置する。既に電光掲示 板がある場合でも、見ておらず、分か らない場合がある。そのため、呼び出 す際に番号を掲示するだけでなく、ラ ンプを光らせ、視覚的に分かりやすい 方法で呼ぶ。	事業者の皆さまにも、市の推進する 施策に協力していただくよう求め ていきたいと考えております。 いただいたご意見は、施策の推進に あたり、参考とさせていただきます。

いけん 意見 ばんごう 番号	がいとうかしょ 該当箇所	いけん ご意見	いけん たい し かんが かつ ご意見に対する市の考え方
13	しゅわげんご 手話言語 だい じょう 第8条 だい じょう 第9条	きょうぎ ば もう さい だい じょう しさく 協議の場を設ける際、第8条の施策 すいしん つぎ かつがた しゅつせき の推進のために、次の方々の出席が ひつよう かんが 必要と考える。 きょういくいいんかい よう じ か しょうこうかい びよう 教育委員会、幼児課、商工会、病 いん いいん だいひょう かつ 院・医院の代表の方	いけん はいちよう ご意見として拝聴いたしました。
14	しゅわげんご 手話言語 だい じょう 第9条	しょうぼうしょ けいさつ よう じ か きょういくいいんかい 消防署、警察、幼児課、教育委員会、 しょうこうかい びょういん かつがた きょうぎ かつ 商工会、病院の方々と協議を重ねて ほしい。	ひつよう おう たきかん かんけいぶしょ 必要に応じて、他機関や関係部署と れんけい はか かんが 連携を図っていききたいと考えており ます。 いけん はいちよう ご意見として拝聴いたしました。
15	しゅわげんご 手話言語 だい じょう 第10条	よ り よ しさく じっし より良い施策を実施してもらえるだけ の予算をつけてほしい。	だい じょう し だい じょうかくごう 第10条で、「市は、第8条各号 きてい しさく すいしん に規定する施策を推進するため、予 さん はんいない ひつよう ざいせいじよう 算の範囲内において、必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとし る。」としております。 いけん はいちよう ご意見として拝聴いたしました。
16	じょうほう 情報・コミ だい じょう 第7条 だい じょう 第8条	びょういん ま あ よ だ ほうほう 病院の待ち合いでの呼び出し方法の くふう ていあん 工夫についての提案 れい し (例)フードコートのように、お知らせ ブザーを渡す。 でんこうけいじばん せっち すで でんこうけいじ 電光掲示板を設置する。既に電光掲示 ばん ばあい み わ 板がある場合でも、見ておらず、分か らない場合がある。そのため、呼び出 さい ばんごう けいじ す際に番号を掲示するだけでなく、ラ ンプを光らせ、視覚的に分かりやすい ほうほう よ 方法で呼ぶ。	じぎょうしゃ みな し すいしん 事業者の皆さまにも、市の推進する しさく きょうりよく もと 施策に協力していただくよう求め ていききたいと考えております。 いただいたご意見は、施策の推進に あたり、参考とさせていただきます。
17	じょうほう 情報・コミ だい じょう 第8条 だい じょう 第9条	きょうぎ ば もう さい だい じょう しさく 協議の場を設ける際、第8条の施策 すいしん つぎ かつがた しゅつせき の推進のために、次の方々の出席が ひつよう かんが 必要と考える。 きょういくいいんかい よう じ か しょうこうかい びよう 教育委員会、幼児課、商工会、病 いん いいん だいひょう かつ 院・医院の代表の方	いけん はいちよう ご意見として拝聴いたしました。

いけん 意見 ばんごう 番号	がいとうかしょ 該当箇所	いけん ご意見	いけん たい し かんが かた ご意見に対する市の考え方
18	じょうほう 情報・コミ だい じょう 第9条	しょうぼうしょ けいさつ よう じ か きょういくいいんかい 消防署、警察、幼児課、教育委員会、 しょうこうかい びょういん かたがた きょうぎ かせ 商工会、病院の方々と協議を重ねて ほしい。	ひつよう おう た き かん かんけいぶしょ 必要に応じて、他機関や関係部署と れんけい はか かんが 連携を図っていききたいと考えており ます。 いけん はいちょう ご意見として拝聴いたしました。
19	じょうほう 情報・コミ だい じょう 第10条	よ し さ く じっし より良い施策を実施してもらえただけ の予算をつけてほしい。	だい じょう し だい じょうかくごう 第10条で、「市は、第8条各号 きてい し さ く すいしん に規定する施策を推進するため、予 さん はんい ない ひつよう ざいせいじょう 算の範囲内において、必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとし る。」としております。 いけん はいちょう ご意見として拝聴いたしました。